

教委議案第15号

明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則の一部を改正する規則制定のこと

明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月29日提出

明石市教育委員会

教育長 北 條 英 幸

明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則の一部を改正する規則
 (明石市立高等学校学事規則の一部改正)

第1条 明石市立高等学校学事規則(平成元年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改 正	現 行									
<p>(入学願書)</p> <p>第2条 第1学年に入学しようとする者は、保護者(子女に対し親権を行う者。親権を行う者がいないときは、<u>未成年後見人</u>をいう。以下同じ。)と連署した入学願書を出身中学校長を経て、校長に提出しなければならない。</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p><u>(成年に達した生徒等に係る読み替え等)</u></p> <p>第16条 <u>学校に入学しようとする者又は生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 1048 740 2049"> <tr> <td data-bbox="188 1048 304 1503">第2条</td> <td data-bbox="306 1048 533 1503"><u>保護者(子女に対し親権を行う者。親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)</u>と連署した入学願書</td> <td data-bbox="534 1048 740 1503">入学願書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1505 304 2011">第8条</td> <td data-bbox="306 1505 533 2011">保護者</td> <td data-bbox="534 1505 740 2011"><u>生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 2013 304 2049">第9条</td> <td data-bbox="306 2013 533 2049">保護者と連署</td> <td data-bbox="534 2013 740 2049">校長に</td> </tr> </table>	第2条	<u>保護者(子女に対し親権を行う者。親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)</u> と連署した入学願書	入学願書	第8条	保護者	<u>生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒</u>	第9条	保護者と連署	校長に	<p>(入学願書)</p> <p>第2条 第1学年に入学しようとする者は、保護者(子女に対し親権を行う者。親権を行う者がいないときは、<u>後見人</u>をいう。以下同じ。)と連署した入学願書を出身中学校長を経て、校長に提出しなければならない。</p> <p>第3条～第15条 (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>
第2条	<u>保護者(子女に対し親権を行う者。親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)</u> と連署した入学願書	入学願書								
第8条	保護者	<u>生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒</u>								
第9条	保護者と連署	校長に								

<u>条第</u> <u>1</u> <u>項、</u> <u>第10</u> <u>条第</u> <u>1項</u> <u>及び</u> <u>第13</u> <u>条</u>	<u>し、校長に</u>	
<u>第11</u> <u>条第</u> <u>1項</u> <u>及び</u> <u>第12</u> <u>条第</u> <u>1項</u>	<u>書面に保護者</u> <u>と連署し、</u>	<u>書面をもつ</u> <u>て</u>

第17条 (略)

第16条 (略)

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

(明石市立明石養護学校学則の一部改正)

第2条 明石市立明石養護学校学則(昭和46年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改 正			現 行
第17条 (略) <u>(成年に達した生徒等に係る読み替え等)</u>			第17条 (略)
第18条 <u>高等部に入学しようとする者又は高等部生徒が成年に達した場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u>			<u>(新 設)</u>
第11条の2	保護者と連署した入学願書 (様式第2号)	教育長が別に定める入学願書	
第11条の3	高等部の入学を許可された者の保護者	高等部の入学を許可された者	
	誓約書(様式第3号)	教育長が別に定める誓約書(高等部の入学を許可された者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者と連署した誓約書)	
第12条	保護者は、学校の児童又は生徒を他の学校に転学せよとすると	転学しようとする高等部生徒は、教育長が別に定める転	

	きは、 <u>転学願</u> <u>(様式第4号)</u>	<u>学願</u>
第12条の2第1項	<u>保護者と連署した休学願</u> <u>(様式第5号)</u>	<u>教育長が別に定める休学願</u>
第12条の2第3項	<u>復学願</u> (様式第6号)	<u>教育長が別に定める復学願</u>
第12条の3	<u>保護者と連署した退学願</u> <u>(様式第7号)</u>	<u>教育長が別に定める退学願</u>
第13条第1項	<u>保護者から校長に</u>	<u>校長に</u>
第14条	<u>児童、生徒又は保護者</u>	<u>生徒(生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、生徒又は保護者)</u>

第19条 (略)

様式第1号 (第11条関係)

年 月 日
保護者 様
明石市立明石養護学校 校長
入学承諾書
下記の者、明石市立明石養護学校 部第 学年に入学することを承諾する。
記

第18条 (略)

様式第1号 (第11条関係)

年 月 日
保護者 殿
明石市立明石養護学校長 印
入学承諾書
明石市立明石養護学校 学部第 学年に入学を承諾する。
記

- 1 生徒名
- 2 生年月日
- 3 保護者名
- 4 住所

様式第2号 (第11条の2関係)

入学願書

年 月 日

明石市立明石養護学校長 様

(ふりがな)

志願者名

(ふりがな)

保護者名

(保証人)

私は、明石市立明石養護学校高等部第1学年に入学したいので、保護者(保証人)と連署し、志願します。

志願者	現住所		
	生年月日	年 月 日	
	出身校 又は 在籍校	立 学校 年 月 日 卒業・卒業見込み	
保護者 (保証人)	現住所		
		電話	

様式第3号 (第11条の3関係)

誓約書

明石市立明石養護学校
高等部 第 学年
名 前

上記の者、在学中は、諸規則等をかたく守らせるとともに本人に関する一切の責任を引き受けます。

年 月 日

明石市立明石養護学校長 様

住所

保護者

名前

様式第4号 (第12条関係)

- 1 児童生徒氏名
- 2 生年月日
- 3 保護者氏名
- 4 現住所

様式第2号 (第11条の2関係)

入学願書

立 学校 卒業 卒業見込
ふりがな
氏 名
年 月 日生 男・女

わたくしは、年度明石市立明石養護学校高等部第1学年に入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

年 月 日

明石市立明石養護学校長 殿

本人 住所
氏名 ⑩

保護者 住所
氏名 ⑩

様式第3号 (第11条の3関係)

誓約書

明石市立明石養護学校
高等部 第 学年
氏 名

上記の者在学中は、命令、諸規則をかたく守らせるとともに、本人に関するいっさいの責任を引き受けます。

年 月 日

明石市立明石養護学校長 殿

住所

保護者

氏名 ⑩

様式第4号 (第12条関係)

転学願

次の事由により転学したいので許可
願います。

記

転学事由

年 月 日
明石市立明石養護学校長 様
部第 学年
本 人氏名 _____
保護者氏名 _____

(削る)

様式第5号(第12条の2関係)

休学願

次の事由により休学したいので許可
願います。

記

休学事由

年 月 日
明石市立明石養護学校長 様
高等部第 学年
本 人氏名 _____
保護者氏名 _____

(削る)

様式第6号(第12条の2関係)

復学願

次の事由により復学したいので許可
願います。

記

復学事由

年 月 日
明石市立明石養護学校長 様
高等部第 学年
本 人氏名 _____
保護者氏名 _____

転学願

次の事由により転学したいので許可
願います。

記

転学事由(詳細に記入のこと。)

年 月 日
明石市立明石養護学校長 殿
部第 学年
本 人氏名 _____
保護者氏名 _____ (印)

(注) 高等部生徒の場合本人も押印のこと

様式第5号(第12条の2関係)

休学願

次の事由により休学したいので許可
願います。

記

休学事由(詳細に記入のこと。)

年 月 日
明石市立明石養護学校長 殿
高等部第 学年
本 人氏名 _____ (印)
保護者氏名 _____ (印)

(注) 医師の診断書、その他証明書を添附する
こと

様式第6号(第12条の2関係)

復学願

次の事由により復学したいので許可
願います。

記

復学事由(詳細に記入のこと。)

年 月 日
明石市立明石養護学校長 殿
高等部第 学年
本 人氏名 _____ (印)
保護者氏名 _____ (印)

(注) 病気により休学していたときは、医師の
証明書を添付すること

様式第7号(第12条の3関係)

退学願
次の事由により退学したいので許可 願います。
記
退学事由
年 月 日
明石市立明石養護学校長 様
高等部第 学年
本人氏名 _____
保護者氏名 _____

以下略

(注) 病気により休学していたときは、医師の
証明書を添附すること

様式第7号(第12条の3関係)

退学願
次の事由により退学したいので許可 願います。
記
退学事由
年 月 日
明石市立明石養護学校長 殿
高等部第 学年
本人氏名 _____ ㊟
保護者氏名 _____ ㊟

以下略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

本案は、民法の一部改正により、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることをふまえて、成年年齢に達した生徒に係る手続き等について所要の整備を図ろうとするもの。

議案第15号関連資料

成人年齢の引き下げに伴う関係例規の整備について

1 改正の趣旨

若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すため、令和4年4月1日から民法の一部改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることをふまえ、明石商業高等学校及び明石養護学校の高等部における成年年齢に達した生徒に係る手続き等について所要の整備を図るもの

2 改正の概要

(1) 成人年齢の引き下げに伴う規定の整備

- ・ 成年に達した生徒については保護者の同意なく転校、退学などが行えるようになることに伴い、保護者の同意を求める規定や提出書類に保護者の連署を求めているものを改めるもの

(2) その他の規定整備

- ・ 規則で、申請等の手続において押印を求める規定を削除するもの
(なお、押印については、令和3年度より押印の特例を定める規則の適用により、一括で廃止されているが、わかりやすさの観点から、別に改正の必要が生じることにより個別の例規を改正することとしている。)
- ・ 明石養護学校において各種の様式を実務上用いられているものに改めるもの

3 改正する例規

明石市立高等学校学事規則及び明石市立明石養護学校学則

4 その他

生徒は、成年に達したとしても、まだ成長の過程にあるほか、父母等により生計が維持されることが大半であることから、教育指導上の観点から、生徒から退学等の意思表示があった場合でも、生徒及び父母等と話し合いの場を設けるなど、その父母等の理解を得ることに努める。

5 施行日 令和4年4月1日

以上

○明石市立高等学校学事規則

平成元年 4 月 20 日教育委員会規則第 5 号

改正

平成 24 年 3 月 19 日教委規則第 4 号

明石市立高等学校学事規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、明石市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年教育委員会規則第 3 号）第 38 条の規定により、市立の高等学校（以下「学校」という。）の入学、休学、留学、転学等について必要な事項を定めるものとする。

(入学願書)

第 2 条 第 1 学年に入学しようとする者は、入学願書保護者（子女に対し親権を行う者。親権を行う者がいないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。）と連署した入学願書を出身中学校長を経て、校長に提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第 3 条 入学者の選抜は、兵庫県教育委員会が定める当該年度の兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱の規定に準じて行う。

(入学許可の時期)

第 4 条 第 1 学年に入学を許可する時期は、4 月 1 日とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(編入学)

第 5 条 第 2 学年以上の学年に編入学しようとする者は、第 2 条の規定に準じて校長に願い出なければならない。

2 校長は、学年の初めにおいて教育上支障がないと認めたときは、前項の編入学を許可することができる。

(保証人)

第 6 条 生徒には、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、校長の定める地域内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。

3 校長において不適当と認めたときは、第 1 項の保証人を変更させることができる。

(宣誓等)

第 7 条 入学を許可された生徒は、入学許可の日から 10 日以内に、宣誓書とともに、保護者及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を、校長に提出しなければならない。

2 保護者又は保証人が死亡その他の理由により欠けたときは、速やかにこれに代わる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

(死亡等の届出)

第 8 条 生徒が死亡し、又は住所若しくは氏名を変更したときは、生徒が死亡したときにあってはその親族又は同居者、生徒が住所又は氏名を変更したときにあってはその生徒保護者は、その旨を速やかに校長に届け出なければならない。

(休学)

第 9 条 病気その他やむを得ない理由により 3 月を超えて出席できないため休学しようとする生徒は、その理由及び期間を記載した書面に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に保護者と連署し、校長に願い出なければならない。

2 校長は、前項の理由が正当であると認めたときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、校長は、特別の事情があると認めたときは、2 年を超えない範囲内で、その期間を延長することができる。

(復学)

第 10 条 休学の期間内にその理由が消滅し、復学しようとする生徒は、その理由及び期日を記載した書面に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に保護者と連署し、校長に願い出なければならない。

2 前項の場合において、校長は、教育上支障がないと認めたときは、復学を許可することができる。

(留学)

第 11 条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、その理由を記載した書面をもって書面に保護者

~~と連署し、校長に願い出なければならない。~~

2 校長は、教育上有益と認めた場合には、前項の留学を許可することができる。

3 留学中の生徒が在籍校に復帰するときは、その理由を記載した書面を提出して、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第12条 転学しようとする生徒は、理由を記載した書面をもって書面に保護者と連署し、~~校長に願い出なければならない。~~

2 校長は、教育上支障がないと認めたときは、前項の転学を許可することができる。

(退学)

第13条 疾病その他の事情により退学しようとする生徒は、理由を記載した書面をもって校長に保護者と連署し、~~校長に願い出なければならない。~~

(卒業証書)

第14条 校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

(卒業の時期)

第15条 卒業の時期は、最終学年の3月とする。ただし、第11条第2項の規定により留学を許可された生徒については、この限りでない。

(学則)

第16条 校長は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及びこの規則に基づいて学則を定めるものとする。

2 前項の学則を定め、又は変更するときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

○明石市立明石養護学校学則

昭和46年 3 月18日教育委員会規則第 2 号

改正

昭和48年 4 月25日教委規則第 7 号
昭和53年 3 月15日教委規則第 4 号
昭和59年 1 月12日教委規則第 1 号
平成 4 年 7 月13日教委規則第 6 号
平成 7 年 1 月20日教委規則第 1 号
平成14年 1 月 4 日教委規則第 3 号
平成16年 3 月25日教委規則第 1 号
平成19年 3 月29日教委規則第 3 号
平成19年12月25日教委規則第13号

明石市立明石養護学校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 明石市立明石養護学校（以下「学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条の規定に基づき、特別の事情がある場合を除くほか、明石市に居住する肢体不自由者に対して、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を施し、あわせて、その障害を補うために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第 2 章 部の組織収容定員及び職員組織

(部の組織)

第 2 条 学校には、小学部、中学部及び高等部を置く。

2 各部の修業年限は、次のとおりとする。

小学部 6 年

中学部 3 年

高等部 3 年

(定員)

第 3 条 各部の定員は、別に定める。

(職員組織)

第 4 条 学校の職員組織は、別に定める。

第 3 章 学年学期及び休業日

(学年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月31日に終る。

(学期)

第 6 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月31日まで

第 2 学期 9 月 1 日から12月31日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月31日まで

(休業日)

第 7 条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 春季休業日 3 月25日から 4 月 6 日まで

(4) 夏季休業日 7 月21日から 8 月31日まで

(5) 冬季休業日 12 月25日から翌年 1 月 6 日まで

(6) 前各号に定めるもののほか、明石市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に指示し、又は承認した日

2 校長は、教育上の必要によりやむを得ない事由があるときは、教育委員会の承認を得て、休業日と授業日とを振り替えることができる。ただし、体育大会、音楽会、文化祭、保護者参観等恒例の学校行事の場合については、あらかじめ教育委員会に届け出ることにより、承認に代えることができる。

第4章 教育課程及び授業時数その他

(教育課程)

第8条 学校の教育課程及び授業時数は、養護学校学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校長が定め、教育委員会に届け出る。

(授業終始の時刻)

第9条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第10条 削除

第5章 入学、退学、転学、休学その他

(入学の許可等)

第11条 小学部又は中学部への入学は、教育委員会の学校指定に基づき、校長が承諾し、保護者に入学承諾書(様式第1号)を交付する。

2 高等部への入学は、第3条の規定に基づく定員の範囲内で選考の上、校長が許可する。

(高等部入学の手続)

第11条の2 高等部に入学しようとする者は、教育長が別に定める入学願書保護者と連署した入学願書(様式第2号)に必要な書類を添えて、校長に提出しなければならない。

(誓約書)

第11条の3 高等部の入学を許可された者高等部の入学を許可された者の保護者は、入学許可の日から10日以内に教育長が別に定める誓約書(高等部の入学を許可された者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者と連署した誓約書)誓約書(様式第3号)を校長に提出しなければならない。

(転入学、編入学)

第11条の4 転入学及び編入学は、入学に準じて取り扱うものとする。

(転学)

第12条 転学しようとする高等部生徒は、教育長が別に定める転学願保護者は、学校の児童又は生徒を他の学校に転学させようとするときは、転学願(様式第4号)を校長に提出しなければならない。

(休学)

第12条の2 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする高等部生徒は、教育長が別に定める休学願保護者と連署した休学願(様式第5号)に、医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。

2 休学が認められる期間は、特別の事情がある場合を除くほか、3月以上1年以内とする。

3 休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、教育長が別に定める復学願復学願(様式第6号)を校長に提出しなければならない。

(退学)

第12条の3 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする高等部生徒は、教育長が別に定める退学願保護者と連署した退学願(様式第7号)を校長に提出しなければならない。

(休学等の許可)

第12条の4 校長は、前3条に規定する願い出に基づき、転学、休学、復学又は退学させるものとする。ただし、高等部生徒が在学する理由を欠くに至つたときは、願い出に基づかず、休学又は退学させることができる。

(欠席の届出)

第13条 児童又は生徒が、疾病その他の理由により欠席するときは、校長に保護者から校長に届け出なければならない。

2 疾病による欠席が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を校長に提出するものとする。

(身上異動)

第14条 生徒(生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、生徒又は保護者)児童、生徒又は保護者に転居その他身上異動を生じたときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第6章 課程の修了及び卒業の認定日

(修了及び卒業)

第15条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、平素の成績を評価して校長が行なう。

2 校長は、小学部、中学部又は高等部の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書(様式第8号)

を授与する。

第7章 賞罰

(表彰)

第16条 校長は、必要と認めた児童又は生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第17条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは児童又は生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えてはならない。

(実施の細目)

第18条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この学則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月25日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月15日教委規則第4号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年1月12日教委規則第1号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月13日教委規則第6号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成7年1月20日教委規則第1号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、（中略）第3条中明石市立明石養護学校学則第7条第1項第5号の改正規定並びに（中略）附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 第3条の規定による改正後の明石市立明石養護学校学則第7条第1項第5号の規定の適用については、平成7年に限り、同号中「3月25日」とあるのは「3月26日」とする。

附 則（平成14年1月4日教委規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日教委規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日教委規則第13号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

様式第1号～様式第8号 登載省略